

国家戦略特区とは何か 課題残る規制改革の全国展開

学校法人「加計学園」が国家戦略特区の制度を活用し、愛媛県今治市に獣医学部を来春開校予定で建設中だ。そもそも、国家戦略特区とは何か。経済社会の構造改革を推進するため、規制改革の全国展開も視野に入れた取り組みといえる。ただ、国家戦略特区から全国展開に結び付いた規制改革事項は3件にとどまっており、課題が残る。

全国展開は3件のみ

国家戦略特区とは「経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために国が定めた特別区域」を指す。

国家戦略特区では、経済社会の構造改革を重点的に推進するため、規制改革が重要な役割を果たすことを前提としている。

規制改革の実現手段として、国家戦略特区法や構造改革特区法改正、省令改正など多様な形を取るが、現在までに都市再生・創業・外国人材・観光・医療・介護・保育・雇用・教育・農林水産業などに関する約50の規制改革事項が提示されている。

また、法改正も含めた24の規制改革事項が特区限定の規制改革ではなく全国展開として実現している。2013年より導入された国家戦略特区は、一部の分野で認定プロセスの妥当性に注目が集まっているものの、内閣総理大臣や特区担当大臣らの政治主導により、いわゆる岩盤規制の改革に一定の効果を上げていると言える。

「国家戦略特別区域基本方針」（以下「基本方針」、14年2月閣議決定、17年7月一部変更）では「1 規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方」の中で「規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する」と示されている。

国家戦略特区が経済社会の構造改革を推進するための特別区

国家戦略特区における規制改革の全国展開に向けた根拠明確化の観点

評価の観点	概要
規制改革事項の横断比較	同種の規制改革を実施する特区の評価指標（成果指標・経済社会指標）をそろえ、実施上の課題も含め横断的に比較
近似する条件の地域との比較	特区を社会的実験の場としてとらえ、規制改革事項を実施した特区と経済社会的条件の近似する地域をあらかじめ選定し評価指標の差分を比較
規制遵守費用や費用便益分析の導出	規制改革を行うことによる規制客体の負荷軽減効果算出や大きな「便益」が想定される規制改革における費用便益分析による効果算出

域という位置付けにあるため、規制の特例措置による成果や課題を踏まえて全国展開を検証する必要がある。

先に見た24の全国展開された規制改革事項のうち、国家戦略特区法による措置から全国展開に至った件数は①都市公園内の保育所設置の解禁や②農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化、③農業生産法人6次産業化推進等のための要件緩和の3件にとどまっている。

個別の特区内における規制改革は実現しているが、規制改革の



記者会見する国家戦略特区諮問会議の八田達夫氏(右端)ら=6月13日夜、東京都千代田区

全国展開という観点からはまだ課題があると言える。

議論の形跡見られず

基本方針では、各特区の区域会議（関係地方公共団体や、特定事業実施者が評価した結果を基に区域計画全体として区域会議が評価）が評価実施主体として位置づけられている。

評価項目は①国家戦略特区において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業の進捗状況②認定区域計画の実

施により実現した経済的社会的効果③区域計画において設定した目標の達成状況などが位置づけられている。この評価結果は、内閣総理大臣に提出された後に、国家戦略特区諮問会議（以下「諮問会議」）で当該規制の特例措置の全国展開可否などを検討する仕組みとなっている。

17年5月の第30回諮問会議には、概要評価となる「平成28年度 指定10区域の評価について」および詳細評価となる「平

成28年度 国家戦略特別区域の評価について」が提出されている。特に、特定事業の進捗状況を中心に整理されており、経済的社会的な効果や区域計画において設定した目標の達成状況は限定的な表現にとどまる。以上の評価に基づき第30回諮問会議では、全国展開の可否の検討が行われることが期待されたが、議事要旨上でそのような議論の形跡は見られない。

重要な根拠の明確化

以上の国家戦略特区における評価機能の課題を踏まえると、規制改革の全国展開に向けた根拠の明確化が重要となる。

1点目は、基本方針で言及される規制改革事項の横断比較が重要となる。同種の規制改革を実施する特区の評価指標を、規制改革事項を活用した事業そのものから生み出される成果指標と経済社会効果を把握する経済社会指標に分けて横断的に整理することが求められる。ここで

は、規制改革事項を活用した事業推進上課題も丁寧に拾い上げることが重要である。

2点目は、国家戦略特区を規制改革の社会的実験の場としてとらえると、規制改革事項を実施した特区と、経済社会的条件の近似する地域をあらかじめ選定し、規制改革事項の有無による評価指標の差分を比較する環境を整えることで、対照実験的な要素を評価として組み込むことも重要だろう。

規制の政策評価は別途、総務省行政評価局が所管する評価の枠組みで見直しを検討されており、国家戦略特区の規制改革でも見直し内容を踏まえ反映することが想定される。

以上、2点の評価の観点を含め、国家戦略特区の評価を実施することで、規制改革の全国展開に向けた根拠の明確化が可能となる。このため、全国展開に向けた規制所管府省との水掛け論的議論が抑制されるものと推察される。

[略歴]

富士通総研経済研究所上級研究員

若生 幸也(わかお たつや)

専門は政策評価・地域政策・自治体経営。政策評価等に関する府省受託調査や自治体経営改革支援に取り組む。現在の研究テーマはエビデンスに基づく政策形成。

